

活性炭の入札談合に関する損害賠償請求について

令和4年11月15日
南房総広域水道企業団

南房総広域水道企業団は、地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭の販売業者に対し、公正取引委員会が令和元年11月22日付けで行った私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を踏まえ、当企業団の活性炭購入に係る契約に関与した8事業者に対し、令和4年11月15日付けで損害賠償請求通知書を発送いたしました。

1 請求対象事業者

本町化学工業株式会社
フタムラ化学株式会社
大阪ガスケミカル株式会社
水i n g株式会社
株式会社クラレ
ダイネン株式会社
朝日汙過材株式会社
セラケム株式会社

2 請求額

計153,920,981円及び遅延損害金（各代金支払日から損害賠償金支払済みまで年5分の割合による金員）

3 請求額の算定方法

損害賠償請求額は、談合対象契約時の支払額と談合対象契約以後の単価平均（平成29年度～平成31（令和元）年度）にて得た額の差を損害額として算定した。

4 請求の根拠

民法第709条（不法行為による損害賠償）及び第719条第1項（共同不法行為者の責任）

【参考】

排除措置命令及び課徴金納付命令の詳細は「公正取引委員会ホームページ」を参照

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/nov/191122_1.html